

2023年度来日 経済連携協定(EPA)に基づく受入れ説明会【第1部】

EPAに基づく外国人看護師・介護福祉士候補者
受入れの枠組み、手続き等について

2022年3月23日

公益社団法人 国際厚生事業団
(JICWELS)

【目次】

1. EPA候補者受入れ枠組みの趣旨・特徴について.....	3
2. EPA候補者受入れの枠組について.....	9
3. EPA候補者受入れの要件について.....	12
4. EPA候補者あっせんの流れ.....	21
5. マッチングの実績について.....	31
6. 受入れ機関の費用負担について.....	36
7. 求人登録等について.....	42
8. EPA候補者受入れの主なスケジュール(予定)	46
○参考資料.....	48

趣旨

EPAに基づく外国人看護師・介護福祉士候補者（以下、EPA候補者）の受入れは、**日本の看護・介護分野の労働力不足への対応ではなく、**

- 二国間の経済活動の連携の強化の観点から、EPAに基づき、**公的な枠組で特例的に行うもの**
- EPA候補者が就労・研修をしながら**看護師・介護福祉士資格の国家資格を取得し、引き続き我が国に滞在できるようにすることを目的としたもの**

EPA候補者受入れ枠組みの趣旨・特徴について

特徴

1. 国内労働市場への影響や制度の適正な運用の確保の観点から、年度ごとの受入れに際して、**EPA候補者の年間の受入れ最大人数を設定**
2. 受入れ調整機関（国際厚生事業団）・送り出し調整機関（相手国政府機関）が、**一元的にEPA候補者の受入れ／送り出し業務を実施**
3. EPA候補者の受入れ機関は、**一定の要件※**を遵守する必要
※EPA候補者の報酬について、日本人が従事する場合に受ける報酬と同等以上の報酬を確保すること、研修体制の整備・実施等
4. EPA候補者は、母国での資格取得など**一定の要件※**を充たしている必要
※看護の場合、母国での看護師資格を取得していることや実務経験を有すること等、介護の場合、一定の教育課程を修了していること等
5. **約1年間の訪日前・訪日後日本語研修**を実施
6. 学習支援や補助金の給付、巡回訪問、相談窓口の設置など**国や国際厚生事業団による支援**
7. EPA候補者が国家資格を取得した場合には、「**特定活動**」の**在留資格**により、EPA看護師・介護福祉士として引き続き日本で就労を継続することが可能
8. **約85%のEPA受入れ施設の職場環境等に良い影響**があり、**職場が活性化**
9. EPA資格取得者は、**職場リーダー、外国人材の教育係**として活躍
10. **2020、2021年度も継続的に受入れ**、受入れ施設のニーズに対応。2022年度も受入れ予定。

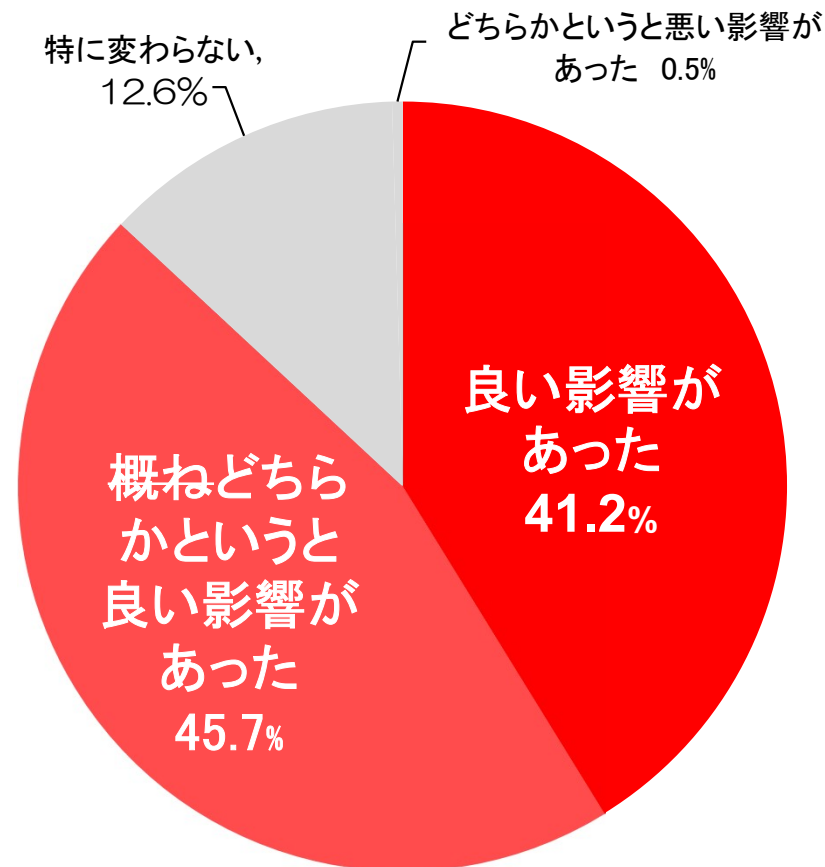
※3か国受入れ実績（看護・介護合計）：2020年度846名、2021年度711名

EPA候補者受入れ枠組みの趣旨・特徴について

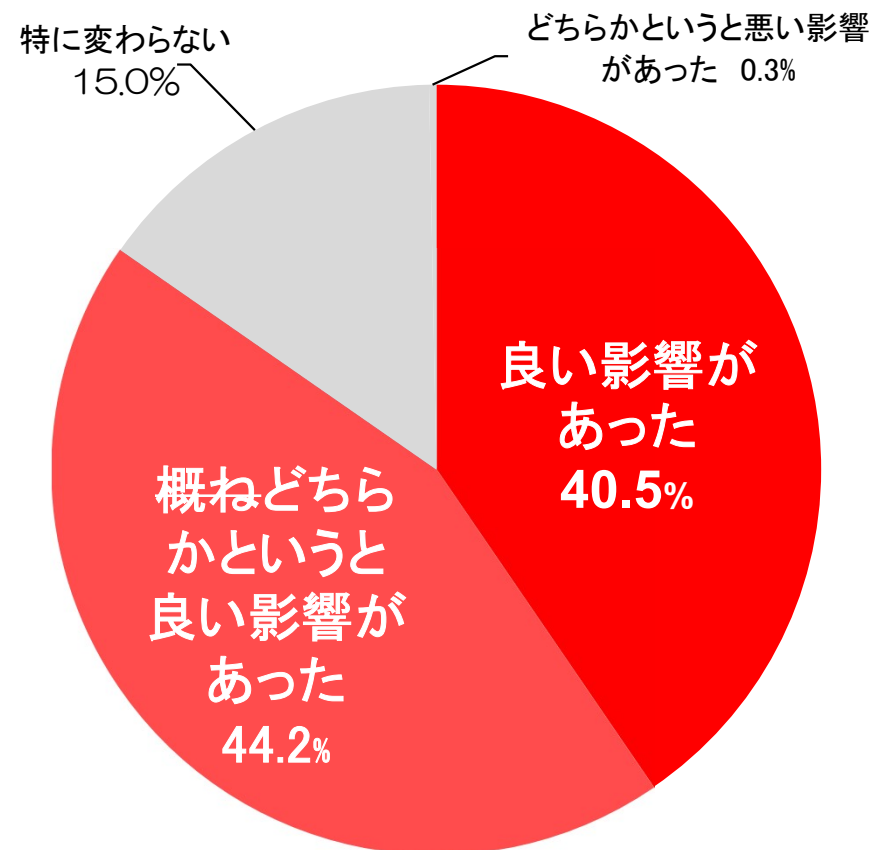
候補者受入れによる職員・職場環境への影響（看護・介護）

約 85 %が「良い」又は「概ね良い」影響

日本人職員への影響



職場環境への影響



候補者受入れにより、職場が活性化している

- 部署間の横断的な受入れ体制づくり…
→ 職員間の**連帯感**が強まる
- 候補者の丁寧な接遇、研修への熱心な姿勢…
→ 職員の**資格取得意欲の向上**、職員に**良い刺激**
- 候補者へのOJT、研修指導の経験…
→ 職場の**チームワーク**や**指導力**が伸びる
- 候補者に使いやすい記録様式やマニュアルの改良…
→ 職員にも使いやすい介護記録業務等の**標準化**が進む
- 候補者との文化交流…
→ 職員の**異文化理解**が進む

EPA候補者受入れ枠組みの趣旨・特徴について

受入れの難しさ

対応事例

1 本来業務以外に候補者の学習、生活支援業務が生じる負担感



部署間や職員間の役割分担

2 候補者の文化の違い等への対応



マッチング・就労前に十分な確認、一時帰国のルール化

3 日本語面での細かいサポート
(記録作成、申し送り、細かい言葉のニュアンス等)



易しい日本語を使うなど候補者とのコミュニケーションの工夫

4 帰国・合格後の転職の可能性



定期的な面談等による人間関係の構築、キャリアパスの提示

5 合格後の家族呼寄せや生活支援



家族のビザ取得や住環境等の支援、相談支援

6 在留管理、定期報告など、外国人雇入れ特有の事務手続き



手続きの確認、部署間等での役割分担

就労前の候補者へのワクチン接種に係る支援状況 (2021年度実績)

- 候補者への調査により、母国でのワクチン接種状況(種類、回数)及び来日後の接種希望を把握
- 来日後に接種を希望する候補者に対応するため、日本未承認ワクチンの接種を受けた者への接種など難しい課題があったが、訪日後日本語研修期間中に、接種券の申請、予診票記載の支援や接種会場までの引率等を実施

EPAに基づく受入れの枠組について(EPA候補者の要件)

	インドネシア	フィリピン	ベトナム
看護	インドネシアの看護師資格 +実務経験2年	フィリピンの看護師資格+ 実務経験3年	3年制又は4年制の看護課 程修了+ベトナムの看護師 資格+実務経験2年
介護	「高等教育機関(3年以上) 卒業+インドネシア政府に よる介護士認定」 又は 「インドネシアの看護学校 (3年以上)卒業」	「4年制大学卒業+フィリピ ン政府による介護士認定」 又は 「フィリピンの看護学校 (学士)(4年)卒業」	3年制又は4年制の 看護課程修了
日本語 能力	訪日前日本語研修受講後、 原則N4程度以上	訪日前日本語研修受講後、 原則N4又はN5程度以上 (調整中)	訪日前日本語研修受講後 にN3以上に合格
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・訪日後日本語研修及び看護(介護)導入研修を修了 ・JICWELSの紹介による受入れ機関との雇用契約を締結 		

EPAに基づく受入れの枠組について(就労開始まで)

要件

インドネシア（平成20年度～）

フィリピン（平成21年度～）

ベトナム（平成26年度～）

(看護)インドネシアの看護師資格+実務経験2年
(介護)「高等教育機関(3年以上)卒業+インドネシア政府による介護士認定」又は「インドネシアの看護学校(3年以上)卒業」

(看護)フィリピンの看護師資格+実務経験3年
(介護)「4年制大学卒業+フィリピン政府による介護士認定」又は「フィリピンの看護学校(学士)(4年)卒業」

(看護)3年制又は4年制の看護課程修了+ベトナムの看護師資格+実務経験2年
(介護)3年制又は4年制の看護課程修了

訪日前日本語研修（12か月）（※）

日本語能力試験
N3以上のみ

受入れ施設と候補者とのマッチング、雇用契約締結

訪日前日本語研修（6か月）（※）

日本語能力試験
N4程度以上のみ

日本語能力試験
N5程度以上のみ【調整中】

出国前オリエンテーション、入国

訪日後日本語等研修・看護（介護）導入研修（6か月）（※）【特定活動】

訪日後日本語等研修・看護（介護）導入研修（約2.5か月）（※）【特定活動】

受入れ施設（病院・介護施設）で雇用契約に基づき就労・研修【特定活動】

※ 【 】内は在留資格を示す。

※ 日本語能力試験N2以上の候補者は太枠の日本語研修を免除。

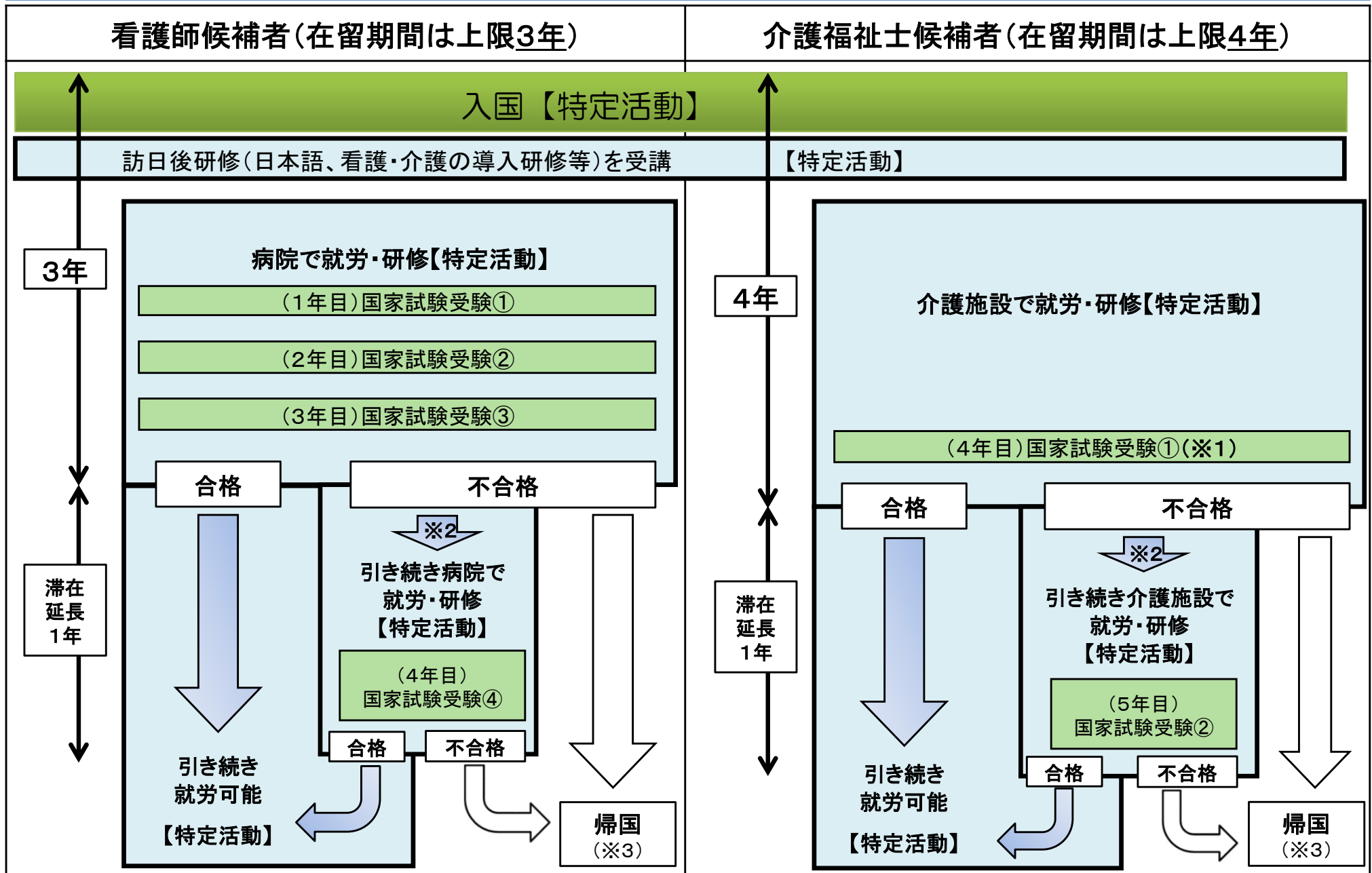
※ フィリピン及びインドネシアにおいては日本語能力試験N4又はN3を取得した候補者は、訪日前日本語研修が免除。

※ 介護については、フィリピン及びベトナムにおいては上記の他に就学コースがある（フィリピンは平成23年度より、ベトナムは入国当初より受入れ実績なし）。

※ 訪日前・後日本語研修は、新型コロナウイルスの感染状況等により、日程の短縮・後ろ倒し、実施方法等の変更が生じる場合がある（2021年度受入れでは、インドネシア及びフィリピンの訪日前日本語研修はオンライン形式で実施し、訪日後日本語研修は、インドネシアは5か月程度、フィリピンは4か月程度に短縮。2023年度受入れでは、ベトナムの訪日前日本語研修は10か月に短縮して実施）。

（出典：厚生労働省（一部修正））

EPAに基づく受入れの枠組について(就労開始後)



(※1) EPA介護福祉士候補者は、実務者研修の受講を修了していなくても介護福祉士試験の受験資格が認められているが、実技試験の免除にあたっては、介護技術講習会の受講が必要。

(※2) 一定の条件を満たす者は、不合格であっても、協定上の枠組を超えて、1年間の滞在延長が可能。

(※3) 帰国後も、在留資格「短期滞在」で再度入国し国家試験を受験することが可能。

注) 【 】内は在留資格を示す。

EPA候補者受入れ要件について①(概要)

- 受入れ機関の責務には、「労働関係法令等の遵守を通じた適正な労働条件の確保」、「国家資格の取得を目標とした適切な受入れ体制の確保、研修の実施」等がある。
- 受入れ機関は厚生労働省告示※₁及び法務省告示※₂に基づく一定の要件を満たす必要がある。

求められる要件

1. 受入れ施設の要件
 - ・施設の種別等
 - ・定期報告・随時報告への対応
 - ・巡回訪問への協力
2. 研修の要件
3. 労働契約の要件(同等報酬の確保)
4. 宿泊施設確保・帰国担保措置の要件

注: EPA候補者の受入れ要件は、EPA候補者を受け入れている間、常に満たしている必要があります。受入れ機関が要件を満たしていないことが判明した場合、3年間の受入れ停止の対象となることがあります。

EPA候補者受入れ要件について②(受入れ施設の要件:EPA看護師候補者)

受入れ施設の要件(施設の種別等)

- ◆ 看護師学校養成所の臨地実習受入れ病院と同等の体制が整備されている病院であって、以下の要件を満たすこと。
 - ① 原則として、看護学生の臨地実習に係る実習指導者が配置されていること。
 - ② 看護師及び准看護師の員数が、入院患者の数が3又はその端数を増すごとに1以上であること。ただし、精神病床においては、入院患者の数が4又はその端数を増すごとに1以上、療養病床においては、入院患者の数が6又はその端数を増すごとに1以上であること。
 - ③ 看護職員の半数以上が看護師であること。
 - ④ 看護の組織部門が明確に定められていること。
 - ⑤ 看護基準が使用しやすいように配慮し作成され、常時活用されていること及び看護手順が作成され、評価され、かつ見直されていること。
 - ⑥ 看護に関する諸記録が適正に行われていること。

※ その他、P17、18、20に掲げる要件を満たす必要があります。

EPA候補者受入れ要件について③(受入れ施設の要件:EPA介護福祉士候補者1)

受入れ施設の要件(施設の種別等)

◆ P15、16に掲げる施設の種別等の要件を満たす介護施設であって、以下の要件を満たしていること。

① 介護福祉士養成施設における実習施設と同等の体制が整備されていること。

② 介護職員の員数が、法令に基づく職員等の配置の基準を満たすこと。

受入れ施設において就労を開始した日から6か月を経過したEPA介護福祉者候補者、日本語能力試験においてN1又はN2(平成22年3月31日までに実施された審査の場合は1級又は2級)に合格したEPA介護福祉士候補者については、配置基準上、職員等の員数への算入可。

③ 常勤介護職員の4割以上が、介護福祉士の資格を有する職員であること。

※ その他、P17、19、20に掲げる要件を満たす必要があります。

EPA候補者受入れ要件について④(受入れ施設の要件:EPA介護福祉士候補者2)

受入れ施設の要件(施設の種別等(1))

定員30名以上(指定介護療養型医療施設の場合は、介護保険の指定を受けた病床数が30床以上)であり、かつ、以下の1～5までのいずれかに該当する施設であること。

定員30名以上

1. 児童福祉法に規定する**障害児入所施設**
2. 生活保護法に規定する**救護施設**又は**更生施設**
3. 老人福祉法に規定する**養護老人ホーム**又は**特別養護老人ホーム**
4. 介護保険法に規定する指定居宅サービスに該当する同法に規定する**特定施設入居者生活介護**
(外部サービス利用型特定施設入居者生活介護を除く。)若しくは
同法に規定する指定介護予防サービスに該当する同法に規定する**介護予防特定施設入居者生活介護**
(外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護を除く。)を行う施設(老人福祉法に規定する養護老人ホームを除く。)又は
介護保険法に規定する**介護老人保健施設、介護医療院**若しくは**指定介護療養型医療施設**
5. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する**障害者支援施設**又は**福祉ホーム**

以下のサテライト型施設の場合は、その本体施設が上記の1～5までのいずれかに該当し、かつ、本体施設の定員が30名以上であること。

6. 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準に規定する**サテライト型養護老人ホーム**
7. 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準に規定する**サテライト型居住施設**
8. 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準に規定する**サテライト型小規模介護老人保健施設**
9. 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準に規定する**サテライト型特定施設**

EPA候補者受入れ要件について⑤(受入れ施設の要件:EPA介護福祉士候補者3)

受入れ施設の要件(施設の種別等(2))

以下の施設の場合は、定員要件を満たしている1～9までの介護施設と同一の敷地内において一体的に運営されていること。

10. 児童福祉法に規定する**児童発達支援を行う施設**又は**障害児入所施設**
11. 生活保護法に規定する**救護施設**又は**更生施設**
12. 老人福祉法に規定する**老人デイサービスセンター**、**老人短期入所施設**、**養護老人ホーム**又は**特別養護老人ホーム**
13. 介護保険法に規定する指定居宅サービスに該当する同法に規定する**通所介護**、**短期入所生活介護**、**通所リハビリテーション**、**短期入所療養介護**若しくは**特定施設入居者生活介護**(外部サービス利用型特定施設入居者生活介護を除く。)、同法に規定する指定介護予防サービスに該当する同法に規定する**介護予防短期入所生活介護**、**介護予防通所リハビリテーション**、**介護予防短期入所療養介護**若しくは**介護予防特定施設入居者生活介護**(外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護を除く。)、同法に規定する基準該当居宅サービスに該当する**通所介護**若しくは**短期入所生活介護**、同法に規定する基準該当介護予防サービスに該当する**介護予防短期入所生活介護**、同法に規定する指定地域密着型サービスに該当する同法に規定する**地域密着型通所介護**、**認知症対応型通所介護**、**認知症対応型共同生活介護**若しくは**地域密着型特定施設入居者生活介護**、同法に規定する指定地域密着型介護予防サービスに該当する同法に規定する**介護予防認知症対応型通所介護**若しくは**介護予防認知症対応型共同生活介護**若しくは同法に規定する**第一号通所事業を行う施設**(老人福祉法に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設及び養護老人ホームを除く。)又は介護保険法に規定する**介護老人保健施設**若しくは**指定介護療養型医療施設**
14. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害福祉サービス事業のうち短期入所、生活介護、自立訓練、就労移行支援若しくは就労継続支援若しくは同法第七十七条第一項第九号の事業に相当する事業を行う施設又は同法に規定する**障害者支援施設**、**地域活動支援センター**若しくは**福祉ホーム**
15. その他10～14までに類する通所サービスを提供する施設

EPA候補者受入れ要件について⑥(受入れ施設の要件: 共通事項)

受入れ施設の要件

- ◆ 過去3年間に、外国人の就労に係る不正行為を行ったことがなく、かつ、EPA看護師・介護福祉士候補者及びEPA看護師・介護福祉士(以下、EPA看護師等)の受入れにおいて、以下の行為を行ったことがない受入れ機関により設立されたものであること。
 - ✓ 虚偽の求人申請、二重契約その他の不正の行為
 - ✓ 受入れ機関に義務付けられた報告の拒否又は不当な遅延
 - ✓ 巡回訪問の際の求められた必要な協力の拒否

定期報告・随時報告への対応

- ◆ 厚生労働省告示及び法務省告示に基づく定期報告、随時報告を行うこと。

定期報告

受入れ施設の要件の遵守状況、研修の実施状況、労働契約の要件の遵守状況について、毎年1月1日現在の状況を、当事業団にご報告いただく必要があります。

随時報告

以下の事案が発生した場合に、告示で定められた期間内にその旨を当事業団にご報告いただく必要があります。

- ✓ EPA看護師等が在留資格を変更した場合
- ✓ EPA看護師等との労働契約を終了する場合
- ✓ 候補者が帰国した場合
- ✓ 候補者が受験した国家試験の合否が判明した場合
- ✓ EPA看護師等が失踪した場合
- ✓ EPA看護師等が不法就労活動に従事した場合
- ✓ EPA看護師等が死亡した場合

巡回訪問への協力

- ◆ 国際厚生事業団による巡回訪問の際に必要な協力を行うこと。

EPA候補者受入れ要件について⑦(研修の要件:EPA看護師候補者)

研修の要件

- ① 研修内容は、看護師国家試験の受験に配慮した適切なものとし、これを実施するための看護研修計画が作成されていること。
- ② 研修を統括する研修責任者並びに専門的な知識及び技能に関する学習の支援、日本語学習の支援、生活支援等を行う研修支援者が配置され、看護研修計画を実施するために必要な体制が整備されていること。
- ③ 研修責任者は、原則として看護部門の教育責任者とし、研修支援者は、原則として3年以上の業務経験のある看護師とすること。
- ④ 日本語の継続的な学習、職場への適応促進及び日本の生活習慣習得の機会を設けること。
- ⑤ 研修が行われる病床は、医療保険が適用されているものに限ること。

EPA候補者受入れ要件について⑧(研修の要件:EPA介護福祉士候補者)

研修の要件

- ① 研修内容は、介護福祉士試験の受験に配慮した適切なものとし、これを実施するための介護研修計画が作成されていること。
- ② 研修を統括する研修責任者、専門的な知識・技術に関する学習の支援、日本語学習の支援、生活支援等を行う研修支援者が配置され、介護研修計画を実施するために必要な体制が整備されていること。
- ③ 研修責任者は、原則※として、5年以上介護業務に従事した経験があつて、介護福祉士の資格を有するものとする。
※ 5年以上の介護業務の経験がない場合であっても、介護福祉士実習指導者講習会を修了し、かつ、介護福祉士の資格を有する者については、研修責任者としての要件を満たします。
- ④ 日本語の継続的な学習、職場への適応促進及び日本の生活習慣習得の機会を設けること。

EPA候補者受入れ要件について⑨(労働契約/宿泊施設確保・帰国担保措置の要件)

労働契約の要件(同等報酬の確保)

- ◆ EPA候補者と締結する労働契約は、日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けることを内容とするものであること。
- ✓ EPA看護師候補者を受け入れる場合、当該候補者と同様の職務に従事する日本人看護補助者の報酬が比較対象となります。
- ✓ EPA介護福祉士候補者を受け入れる場合、当該候補者と同様の職務に従事する無資格の日本人介護職員の報酬が比較対象となります。
- ✓ 同等報酬の確保については、求人登録申請時の要件確認のほか、年に一度の巡回訪問や定期報告の際にも当事業団が確認を行います。

宿泊施設確保・帰国担保措置の要件

- ◆ EPA候補者用の宿泊施設を確保し、かつ、帰国旅費の確保等帰国担保措置を講じていること。

宿泊施設について

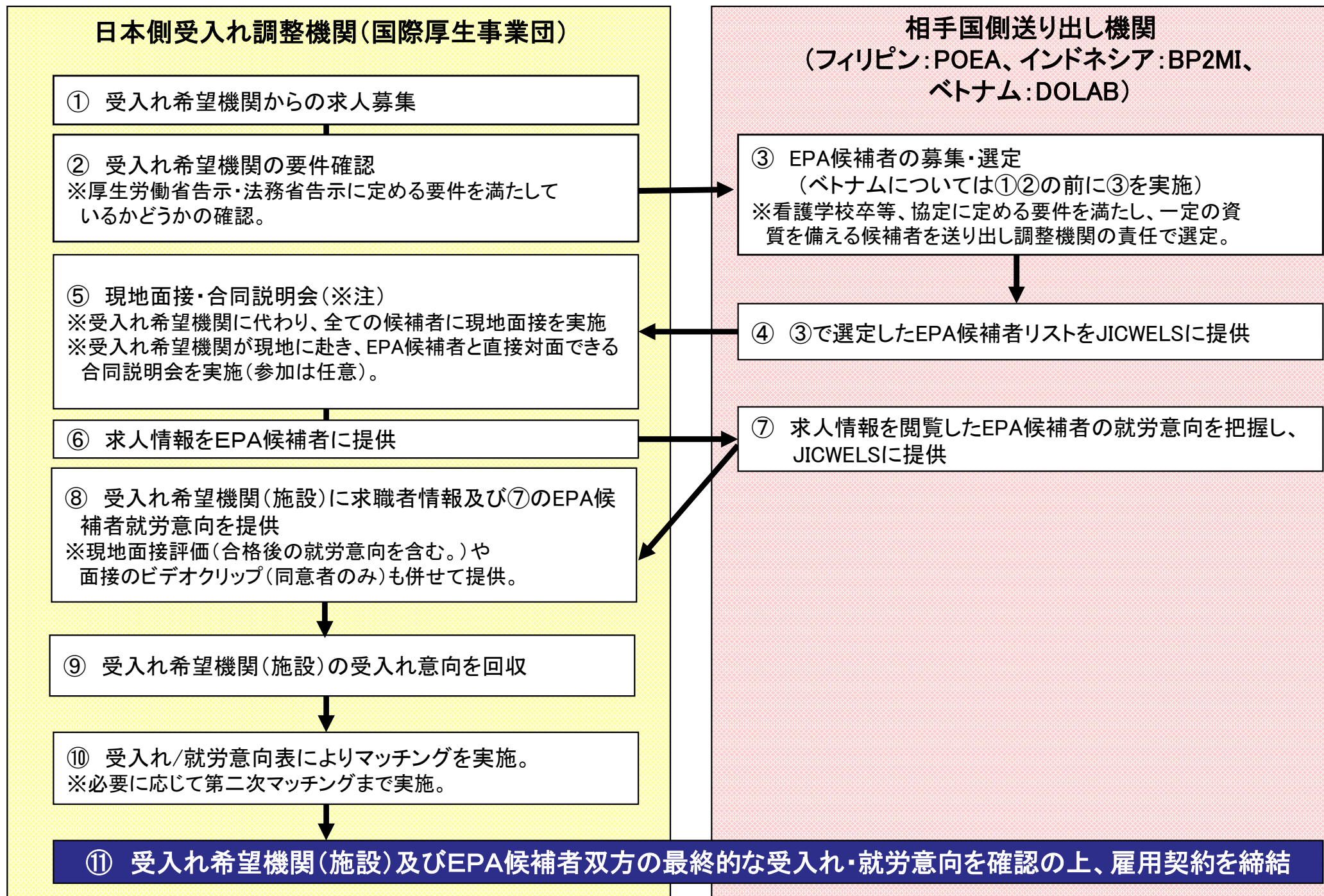
- ✓ EPA候補者の宿泊施設の確保の方法は、職員寮を準備する方法のほか、賃貸住宅を手配する等の方法も認められます。
- ✓ 賃貸住宅等の費用は実費の範囲内でEPA候補者本人に負担させることは認められます。敷金・礼金等も含めた負担額を予め求人票にご記載ください。
- ✓ 宿泊施設の確保にあたっては、EPA候補者のプライバシーが十分に確保されるようご配慮ください。

帰国担保措置について

- ✓ EPA候補者の帰国旅費は、労働契約終了の原因がEPA候補者の重大な責に帰する場合を除き、受入れ機関の負担となります。

注：EPA候補者として許可された滞在期間中に看護師・介護福祉士の国家資格が取得できなかったこと自体をもって、候補者の重大な責に帰する場合に該当することとはなりません。

EPA候補者あっせんの流れ(1)



(※注) 2023年度受入れの現地面接・合同説明会は、新型コロナウイルス感染拡大により中止します。

EPA候補者あっせんの流れ(2)

新型コロナの影響による現地面接・合同説明会の中止の対応(※1):

○求人・求職者情報の他に追加的な情報を提供

○マッチング前の候補者と事前連絡が可能(※候補者の事前同意等が必要)

JICWELSが追加提供する情報

提供対象	提供情報
受入れ希望機関 (施設)	・候補者(※2)の自己紹介動画 ・志望動機
候補者	・受入れ希望機関(施設)の PR資料、メールアドレス

(※1) 現地面接・合同説明会の中止のため、以下の候補者情報は提供されません: 面接ビデオクリップ、面接評価、言語習得適性検査結果

(※2) 候補者の連絡先情報は、候補者が就労を希望し且つ就労希望先への連絡先の公開を同意した場合に限り、当該受入れ希望機関(施設)に提供されます。

EPA候補者あっせんの流れ(3)

EPA候補者に提供される求人情報について

○求人登録された受入希望機関(施設)の以下の情報を
JICWELSが英訳し、相手国送り出し調整機関を通じて
EPA候補者へ提供します。

- 1 求人票
- 2 受入れ施設説明書
- 3 研修計画書
- 4 研修実施体制説明書

EPA候補者あっせんの流れ(4)

マッチング専用ウェブサイトを通じて候補者の求職情報を提供

【求職情報のイメージ】

候補者プロフィール 【フィリピン】 【看護】

個人情報

候補者の 顔写真

候補者番号	PH1220xxx		
候補者名			
国籍	フィリピン	就労コース	看護
性別	女	年齢	32
住所			

候補者ビデオの確認

日本に居住する家族・親族	有無	無
	関係	

評価

言語適性検査	なし
日本語能力証明書	なし
成績証明書	●成績証明書を見る

2021年 1月時点の状況

学歴

1	時期	2005年6月 ~ 2009年3月
	学校名	
	場所	

主な求職情報

- ・候補者番号
- ・候補者氏名
- ・性別
- ・年齢
- ・住所(州名・県名まで)
- ・学歴
- ・看護師資格取得年月日
- ・職歴
- ・日本語能力・日本語学習歴
- ・就労を希望する施設
(地域・都道府県・施設種別等)
- ・就労上配慮して欲しい事項
- ・面接評価(※1)
- ・資格取得後の就労希望期間
- ・日本語能力証明書
- ・学業成績証明書
- ・面接ビデオクリップ(※1, 2)

(※1) 現地面接中止のため提供されません。
 (※2) 面接ビデオクリップについては、現地面接時に
 就労希望者が同意した場合のみ撮影が
 なされます。

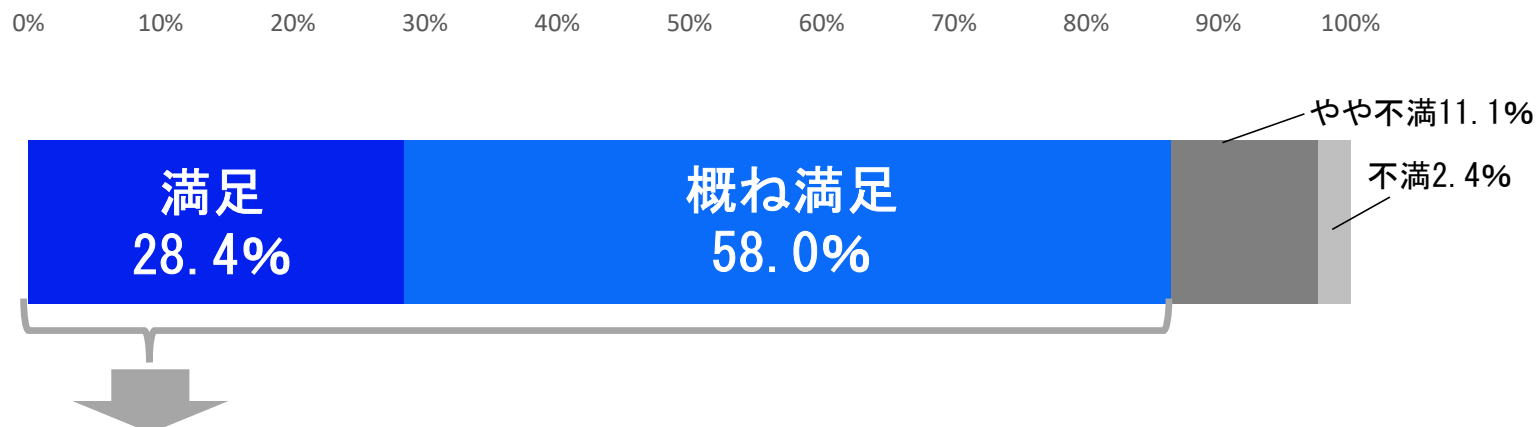
EPA候補者あっせんの流れ(5)

「候補者の人柄や日本語力を事前に知りたい」・・・

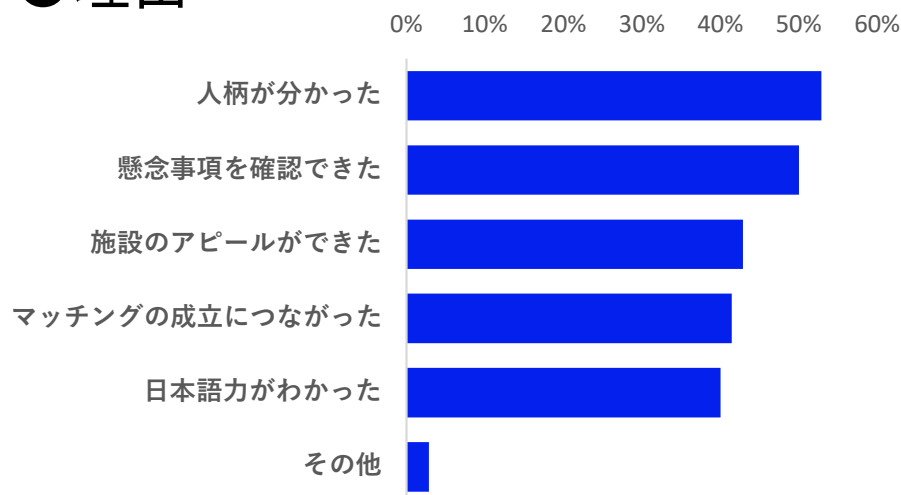
マッチング前の候補者と事前連絡ができます

(※候補者の事前同意等が必要)

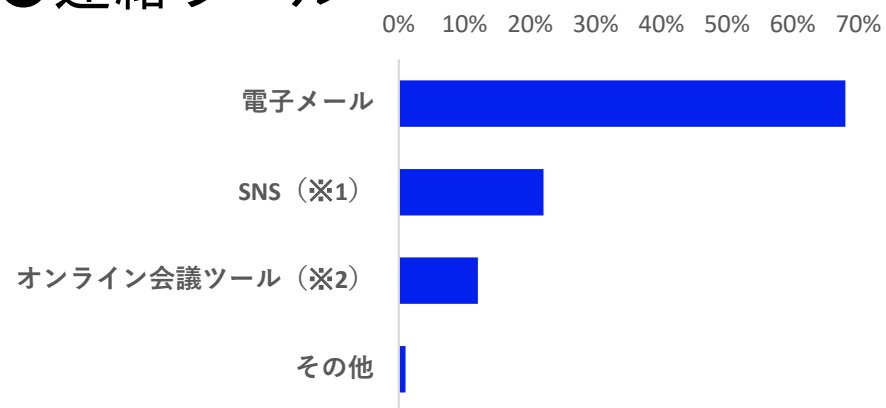
●事前連絡した受入れ希望機関^(※)の86.4%が「満足」又は「概ね満足」



●理由



●連絡ツール



(※1) Facebook、Instagram、チャットアプリなど

(※2) Skype、Zoomなど

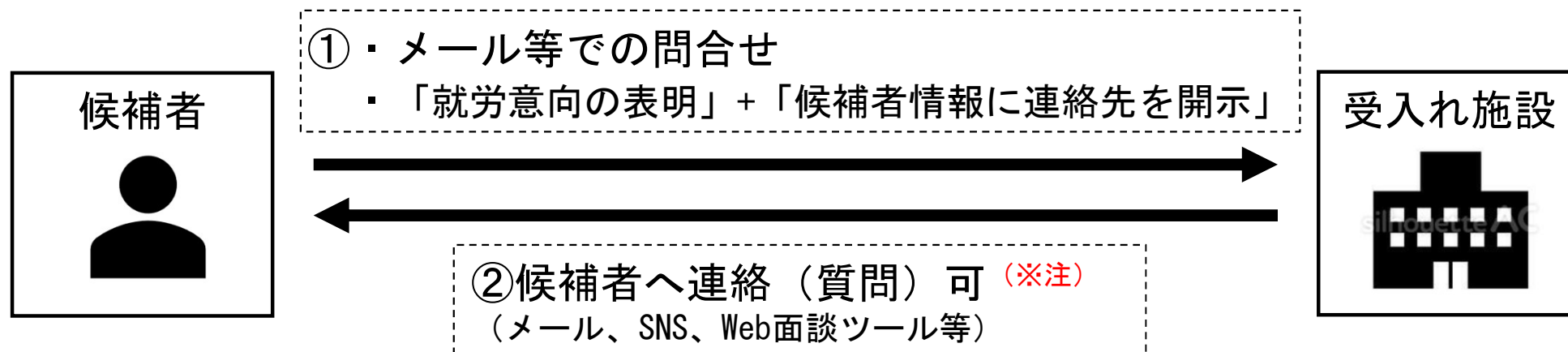
(※) 回答者：事前連絡した受入れ希望機関 (81法人)

EPA候補者あっせんの流れ(6)

マッチング前の候補者との事前連絡について①

事前連絡までの手順

(※) 受入れ希望施設から先に候補者には連絡できません。



(※注) 以下の候補者には、受入れ希望施設から連絡（質問）はできません。

- ・ 受入れ施設に問合せのない候補者
- ・ 就労意向のない候補者
- ・ 求職情報に連絡先を開示していない候補者

マッチング前の候補者との事前連絡について②

事前連絡での留意点

- 候補者からの「売込み」メールには原則対応いただく必要はありません
- 「意向表提出時の指名を強要」「内定の確約」するような連絡はご遠慮ください
- 以下の事項は受入れ希望機関（施設）ご自身でのご対応をお願い致します
 - ・ オンライン面談の案内（※）、日程調整、実施等
（※）受入れ施設PR資料にZoom等のリンクを貼り案内する例もあります
 - ・ 候補者との連絡に必要な通訳・翻訳手配

EPA候補者あっせんの流れ(8)

マッチングについて

1. マッチングは一律、**受入れ施設単位**で行います。
2. EPA候補者から就労意向表、受入れ希望施設から受入れ意向を当事業団にご提出いただき、双方の意向を使ってマッチングを行います。
3. マッチング成立数が年間の受入れ最大人数を超える場合、受入れ希望施設及びEPA候補者から提出された意向表の順位を、下位から順次減じていき、成立数が年間の受入れ最大人数を超えないよう調整を行います。
※ 各施設のマッチング数はそれに応じて少なくなりますのでご了承ください。

マッチング成立数が年間の受入れ最大人数を超える場合のマッチングの例

受入施設・候補者の意向	マッチング成立数
10位 × 10位	553
⋮	⋮
3位 × 3位	382
2位 × 2位	317
2位 × 1位	300

マッチング成立数が300以下を採用

マッチング成立数が300以下になるまでマッチングに使用する順位を減じていく

注意: EPA候補者側が受入れ施設を1位で希望した場合でも、受入れ施設側が当該候補者を下位で希望した場合、マッチングが成立しない場合があります。受入れ意向の度合いが強い候補者は上位に記載するようお願いします。

EPA候補者あっせんの流れ(9)

雇用契約書について

- 採用内定後、受入れ希望機関と候補者の間で雇用契約を締結
 - ・ JICWELSや送り出し調整機関が郵送等による契約書のやりとりを支援
 - ・ JICWELS、送り出し調整機関紹介による雇用契約締結 → 査証発給、入国・滞在の許可要件
- 受入れ希望機関は、求人申請時の求人票に沿って、以下の内容を含む所定の様式による雇用契約書^(※1)を作成

- ① 就労開始日、労働契約の期間(候補者の入国日の翌日から3年後の日まで。ただし、介護福祉士コースは、その後1年更新)、就業の場所^(※2)、業務内容、基本給額、超過勤務給額、労働時間、休暇・休日等の労働条件。
- ② 雇用主として、日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を支払うこと
- ③ 社会保険・労働保険を適用すること
- ④ 試用期間は設けないこと
- ⑤ その他雇用契約の終了の際の帰国費用の負担等

(※1) EPA候補者の就労開始後、昇給等により雇用契約書の内容を一部変更する場合も、雇用契約書の他の項目が引き続き有効となるよう作成するようにしてください。

(※2) 雇用契約書上の就業の場所以外での就労は入管法違反になりますのでご注意ください。

EPA候補者あっせんの流れ(10)

EPA候補者来日後の手続きについて

EPA候補者の受入れにあたり、受入れ機関が行う必要のある主な手続きは次の通りです

- ・研修プログラムの提出
 - ・訪日後日本語研修 閉講式への出席、就労先への引率(※)
 - ・転入・転居届
 - ・外国人雇用状況の届出
 - ・社会労働保険への加入
 - ・健康診断の実施
 - ・在留期間更新手続きの支援
 - ・国家試験出願手続き
- など

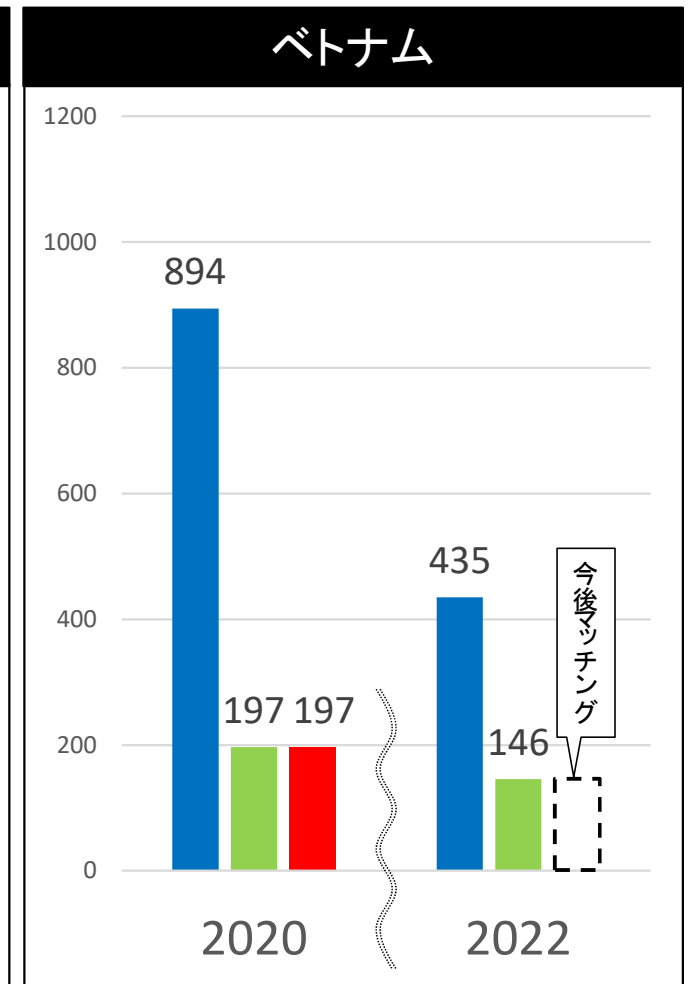
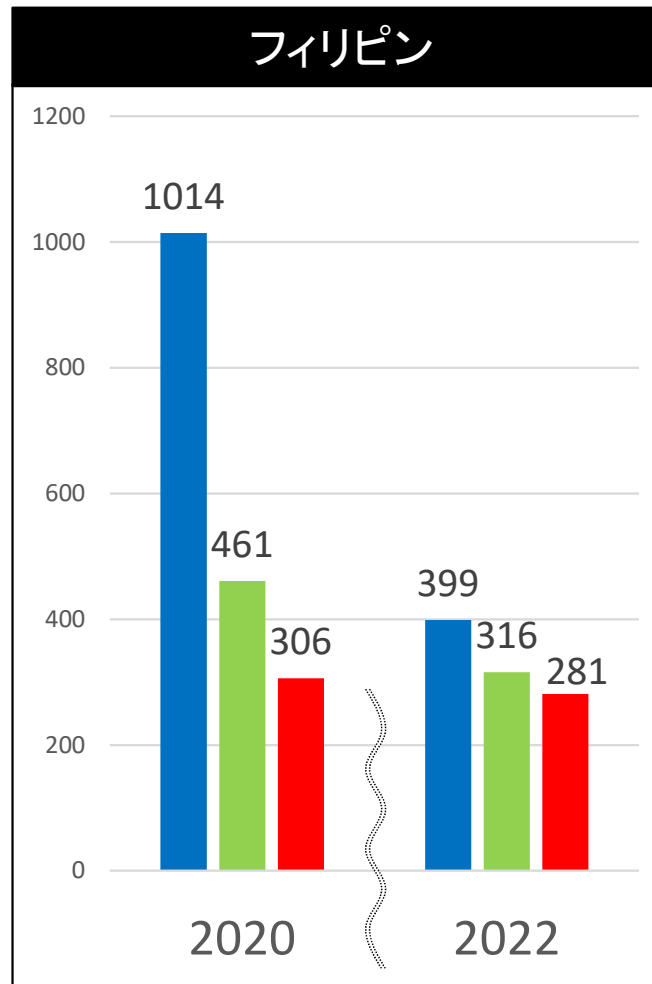
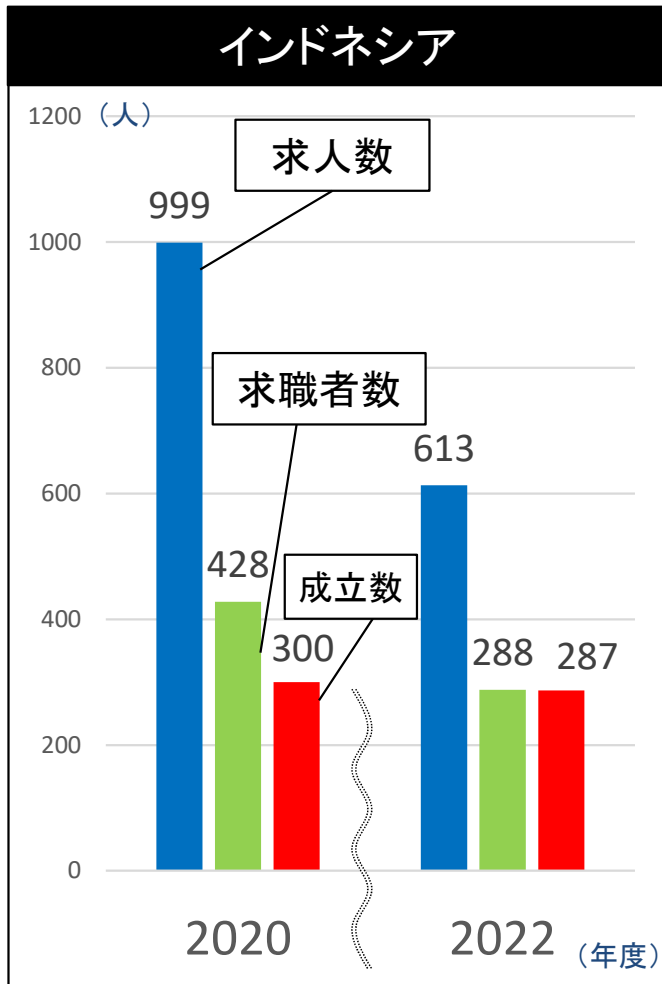
(※)閉講式は、新型コロナ感染拡大予防のため、中止になる場合がありますが、受入れ機関による「(訪日後日本語研修機関から)就労先への引率」は、必要になりますのでご注意ください。

求人・求職者数の比較(20、22年度) – EPA介護福祉士候補者受入れ

○2022年度は、新型コロナウイルス感染拡大により、求人・求職者数が減少。

○求人側のマッチング成立率(2020年度→2022年度):

(インドネシア)30.0%→46.8% (フィリピン)30.1%→70.4% (ベトナム)22.0%



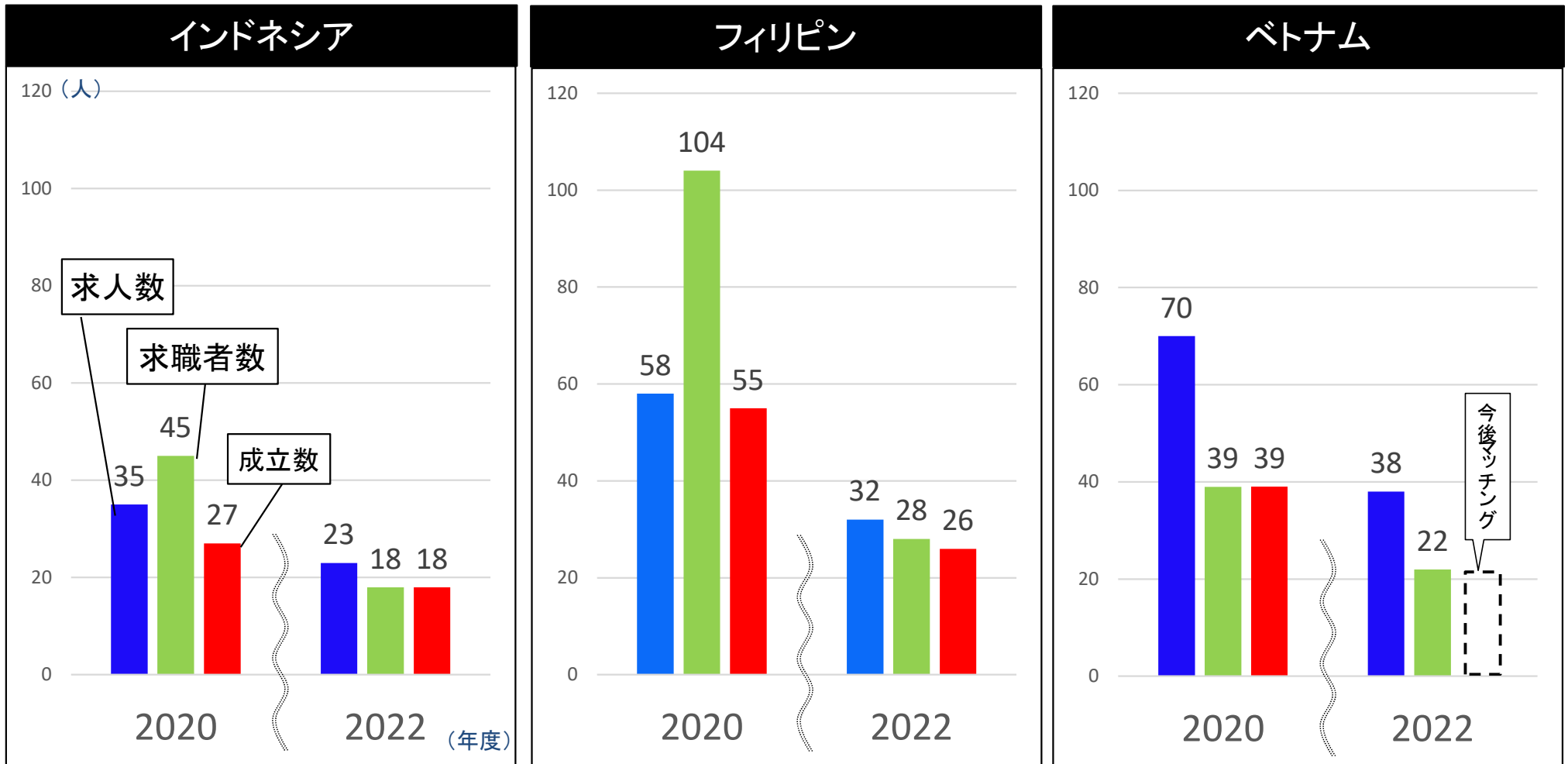
※ 2021年度実績は省略。
 ※ 求職者数はマッチングに参加した候補者の人数。
 ※ EPA枠組みにおいて、2020、2022年度の介護福祉士候補者の年間の受入れ最大人数は各国とも300名。
 ※ 求人数及び求職者数の両方が年間の受入れ最大人数を上回る場合、JICWELSは関係機関と調整の上、必要な措置を講じる。

求人・求職者数の比較(20、22年度) – EPA看護師候補者受入れ

○2022年度は、新型コロナウイルス感染拡大により、求人・求職者数が減少。

○求人側のマッチング成立率(2020年度→2022年度):

(インドネシア)77.1%→78.3% (フィリピン)94.8%→81.3% (ベトナム)55.7%



※ 2021年度実績は省略。

※ 求職者数はマッチングに参加した候補者の人数。

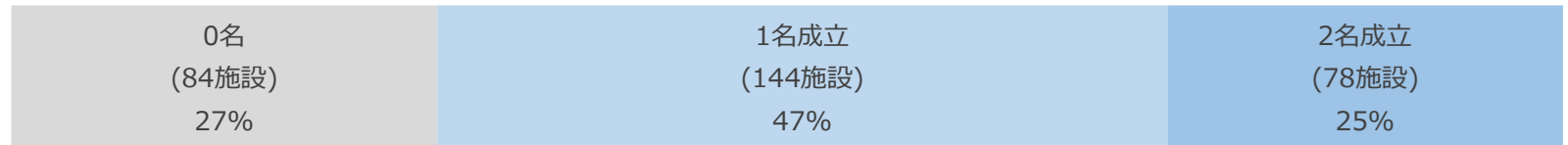
※ EPA枠組みにおいて、2020、2022年度の看護師候補者の年間の受入れ最大人数は各国とも200名。

※ 求人数及び求職者数の両方が年間の受入れ最大人数を上回る場合、JICWELSは関係機関と調整の上、必要な措置を講じる。

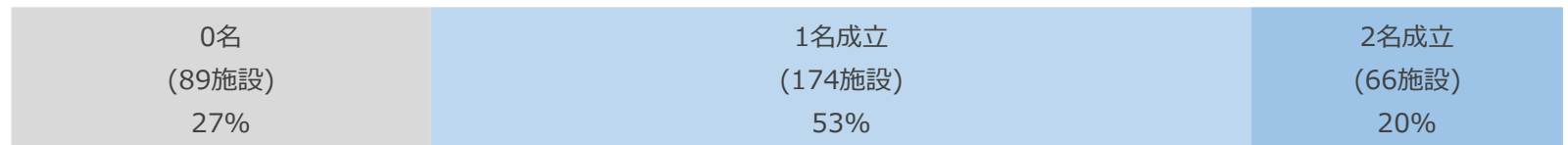
成立状況 - 2020年度 EPA介護福祉士候補者 受入れ

候補者2名以上とマッチングが成立した施設は全体の20～25%程度

インドネシア (計306施設)



フィリピン (計329施設)



ベトナム (計284施設)

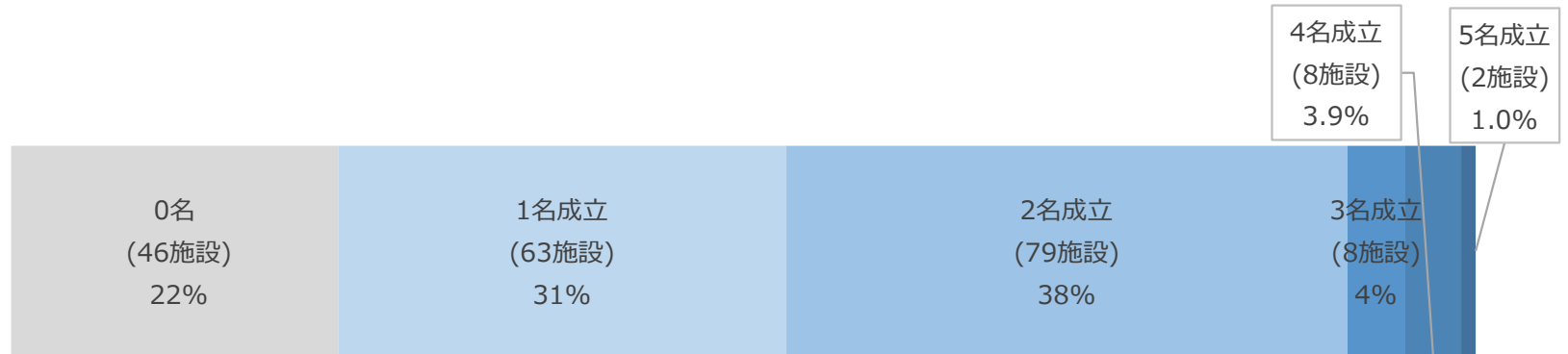


※ 要件確認後、JICWELSに求人登録された施設数
 ※ 求人・求職双方のマッチング結果への同意をもってマッチング成立としている。

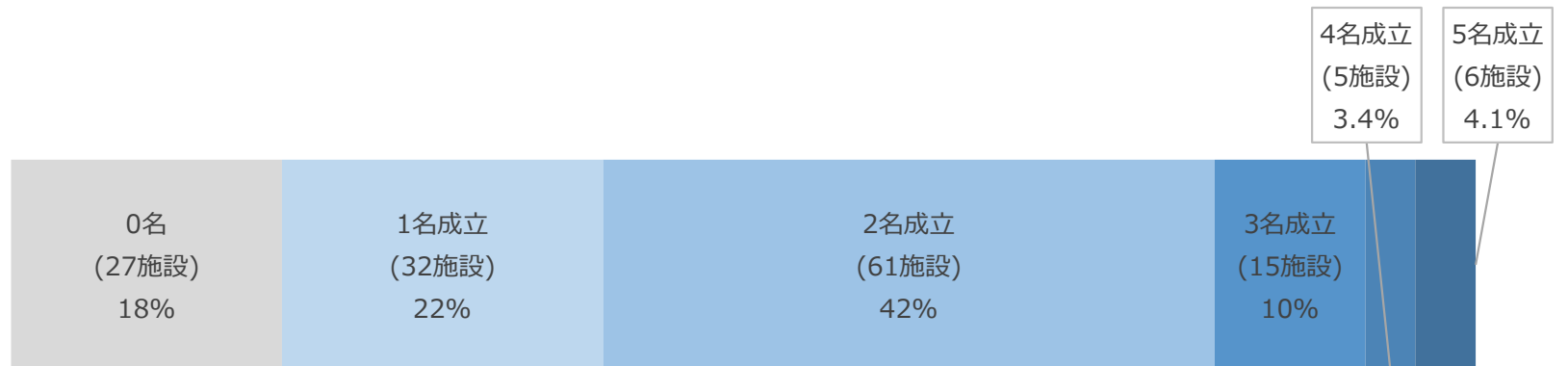
成立状況 - 2022年度 EPA介護福祉士候補者 受入れ

候補者2名以上とマッチングが成立した施設は、50～60%程度

インドネシア (計206施設)



フィリピン (計146施設)

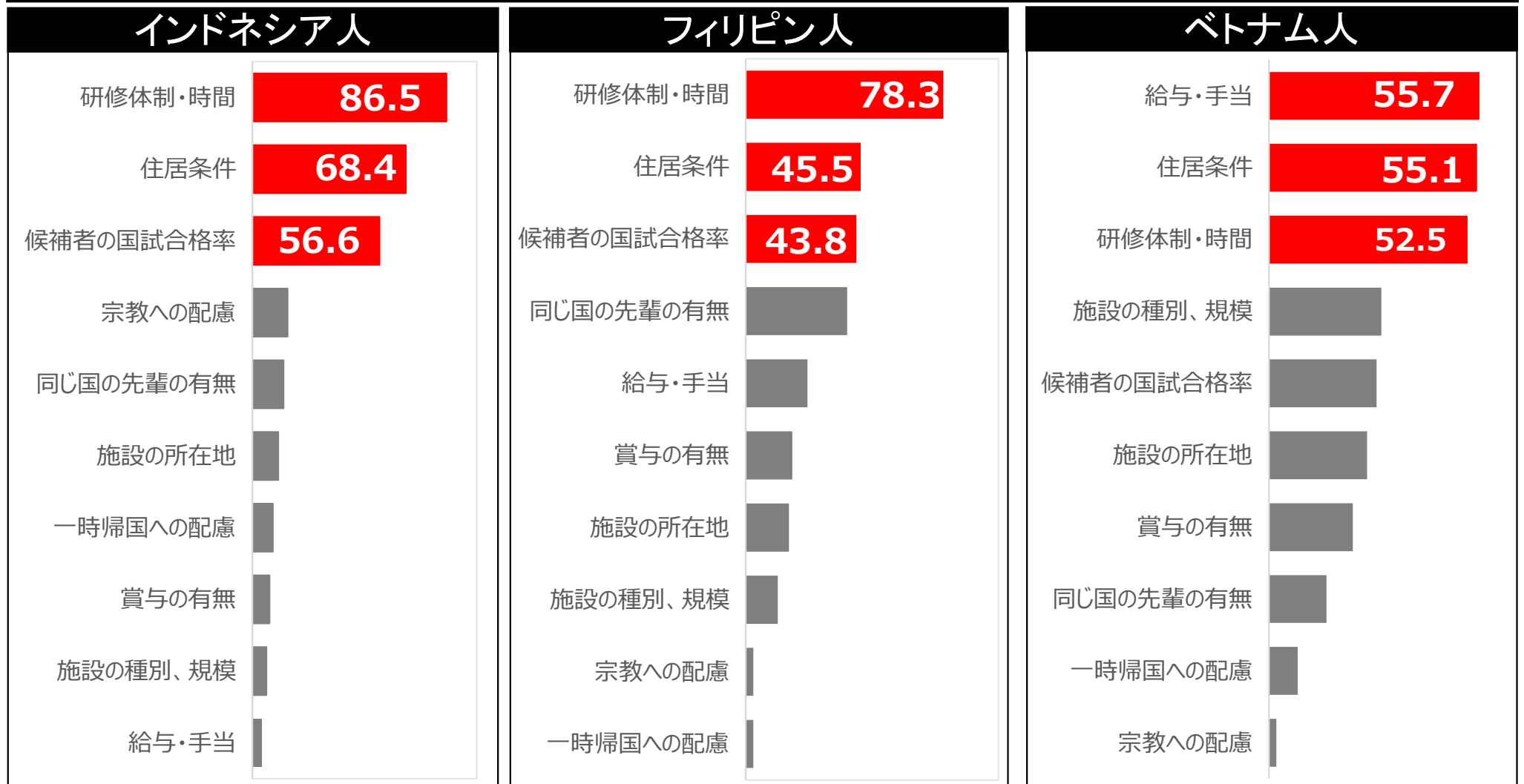


- ※ 要件確認後、JICWELSに求人登録された施設数
- ※ 求人・求職双方のマッチング結果への同意をもってマッチング成立としている。
- ※ ベトナムは、マッチング実施前のため、実績なし。
- ※ マッチング成立は、当該年度の求人・求職者数の状況によって異なります。本資料は、求人申請時の受入れ希望人数通りのマッチングを確約するものではありません。

介護福祉士候補者が重視する求人情報

介護福祉士候補者が重視する情報

- ・「研修体制・時間」:勤務時間内外の勉強時間、日本語・専門学習サポートなど
- ・「合格率」:候補者の国家試験合格率
- ・「住居条件」:住居形態、家賃負担、Wifi環境など



※JICWELS調べ ※単位 % ※複数回答

※回答者 2022年度介護福祉士候補者(インドネシア人288名、フィリピン人299名、ベトナム人158名)

受入れ機関の費用負担について(1)

国際厚生事業団へのお支払いについて

種類	金額	請求時期	主な経費の内容
求人申込手数料 ^(注1) (右記はいずれかの国についてのみ求人登録された場合)	<ul style="list-style-type: none"> 初めて候補者を受け入れる施設: 30,000円(税別)/受入れ施設当たり 候補者を受け入れたことのある施設^(注2): 20,000円(税別)/受入れ施設当たり 	求人申請書類受理後	<ul style="list-style-type: none"> 求人申請書の要件確認 求人、求職情報の翻訳・提供 web求人申込システム管理費、等
あっせん手数料 ^(注3)	131,400円(税別) /1名当たり	マッチング成立時	<ul style="list-style-type: none"> 現地面接・合同説明会経費 求職書類翻訳 マッチングシステム管理費 雇用契約の締結支援経費 送り出し調整機関との連絡・調整に必要な経費、等
滞在管理費	国家資格取得前の場合	20,000円(税別) /1名、年度毎	初年度は候補者入国後翌年度以降は年度当初 ^(注4) <ul style="list-style-type: none"> 地方出入国在留管理官署への所定報告の取次ぎ事務 滞在者情報のとりまとめと国への報告 受入れ機関・本人からの在留管理に関する相談への対応
	国家資格取得後の場合	10,000円(税別) /1名、年度毎	年度当初 年度途中に就労を開始した場合は就労開始後 <ul style="list-style-type: none"> 在留期間更新許可申請の手続き案内 (国家資格取得前の場合)日本語研修中に帰国する場合の帰国費用 (国家資格取得後の場合)資格取得者向け研修 メールマガジン等による情報提供 データベースシステム管理費、等^(※5)

(注1) 求人申込手数料は、「看護師候補者コース」、「介護福祉士候補者コース」の区分それぞれのコースについてお支払いいただきます。要件確認の結果、要件を満たさなかった場合でも、求人申込手数料の返還はいたしません。

(注2) 求人申込時点でEPA候補者(資格取得者)が就労している、又は過去に就労していたことのある施設を言います。

(注3) マッチングが成立した候補者が、専ら候補者の事由により、就労開始に至らなかった場合、あっせん手数料は半額のみ請求となります。既にお支払いいただいている場合は、あっせん手数料の半額を返還いたします。なお、候補者が早期退職した場合の返戻金制度は設けておりません。

(注4) 特例候補者についても1名当たり20,000円(税別)をお支払いいただきます。

(注5) 国から交付を受けるものや職業紹介関係の手数を充てるものを除きます。

(注6) 上記の表の主な経費の内容のうち、新型コロナウイルス感染拡大の影響等により中止した業務があった場合は、それに代わる業務を実施するための経費に充てられます。

受入れ機関の費用負担について(2)

求人申込手数料の割引について

		通常の手数料額 (税別)	割引後の手数料額 (税別)
同一コースにおいて、 比・尼・越いずれか1か国に 求人登録した場合	新規受入れ施設の場合	30,000円	割引なし
	既受入れ施設の場合	30,000円	20,000円
同一コースにおいて、 比・尼・越いずれか2か国に 求人登録した場合	新規受入れ施設の場合	60,000円	45,000円
	既受入れ施設の場合	40,000円	30,000円
同一コースにおいて、 比・尼・越3か国に求人登 録した場合	新規受入れ施設の場合	90,000円	67,500円
	既受入れ施設の場合	60,000円	45,000円

なお、求人申込手数料は同一コースに求人申請登録をした場合のみ割引が適用されます。

受入れ機関の費用負担について(3)

あっせん手数料の返還について

- ・あっせん手数料は、マッチング結果に関する双方の同意が確認できた段階で、受入れ機関にお支払いいただきます。
- ・マッチング結果に同意した候補者が、専ら候補者の事由により、就労開始に至らなかった場合、あっせん手数料は半額のみでの請求となります。既にお支払いいただいている場合は、あっせん手数料の半額を返還いたします。

【参考】

マッチング結果同意後、専ら候補者の事由により就労に至らなかった件数^(※)

	インドネシア		フィリピン		ベトナム	
	看護	介護	看護	介護	看護	介護
件数	1	9	3	16	0	5
主な理由	・候補者本人の健康上の理由 ・家族(両親・祖父母・子供)の看病／介護のため、等					

(※) インドネシア及びフィリピンは2022年度受入れ(2022年2月1日時点)、ベトナムは2021年度受入れ。

受入れ機関の費用負担について(4)

送り出し調整機関へのお支払い(予定)について(※1)

送り出し国	種類	金額	請求時期	経費の内容
フィリピン	POEAへの手数料	450米ドル相当 ／1名当たり(予定) ※450米ドル＝約52,300円(※2)	候補者入国後	・POEAの事務処理経費 ・海外労働者福祉基金への拠出
	健康診断実施機関への支払い	調整中(※3)	候補者入国後	・出国前健康診断費用(実費相当)
インドネシア	BP2MIへの手数料	408.5万ルピア相当 ／1名当たり(予定) ※408.5万ルピア＝約37,800円(※2)	候補者入国後	・BP2MIの事務処理経費 ・出国前健康診断費用
ベトナム	DOLABへの手数料	450米ドル相当 ／1名当たり(予定) ※450米ドル＝約52,300円(※2)	候補者入国後	・DOLABの事務処理経費
	DOLABへの健康診断費用の支払い	調整中	候補者入国後	・出国前健康診断費用(実費相当)

(※1) 送り出し調整機関への支払いはJICWELSにお支払いいただき、JICWELSから送り出し調整機関へお支払いいたします。

(※2) 日本円の表示額は、2022年2月時点の参考値です。

(※3) 2021年度実績3600PHP(フィリピンペソ)相当= 8,650円

(※4) 金額は送り出し機関との交渉等により変更する可能性があります。

(※5) 出国時等にPCR検査が必要となり、費用が相手国政府負担とならない場合、受入れ機関に費用負担をお願いする場合があります。また、PCR検査で陽性となり、訪日後日本語研修機関が当該候補者の航空券のキャンセル料を負担できない場合は、当該陽性者の受入れ機関様に負担をお願いする場合があります。なお、当該陽性者が来日不可となった場合は、受入れ機関の負担はありません。

受入れ機関の費用負担について(5)

訪日後日本語研修機関^(※1)へのお支払いについて

受入れ候補者	金額	請求時期	経費内容
インドネシア人、 フィリピン人候補者	360,000円(税込) ／1名当たり	研修 終了後 (※2)	日本語研修費用の 一部負担金
ベトナム人候補者	260,000円(税込) ／1名当たり		日本語研修費用の 一部負担金
ベトナム人候補者 (再チャレンジ生) ^(※3)	260,000円(税込) ／1名当たり		日本語研修費用の 一部負担金
	(約70,000～80,000円 /1名当たり)		候補者の来日渡航費 ^(※4)

(※1) 訪日後日本語研修機関については、実施機関の決定後、JICWELSよりご案内いたします。

(※2) 請求書は訪日後日本語研修機関より送付されます。

(※3) 「再チャレンジ生」とは、訪日前日本語研修修了年度の日本語能力試験においてN3以上を取得できなかったがその翌年度以降にN3以上を取得した者又は訪日前日本語研修修了年度のマッチングにおいてマッチング不成立となった者をいいます。

(※4) 再チャレンジ生の来日渡航費は、候補者又は受入れ施設の負担となります。求人申請の際に、再チャレンジ生の来日渡航費を負担する意向の有無をJICWELSから受入れ機関に確認させていただきます。

受入れ機関の費用負担について(6)

看護・介護導入研修に関するお支払いについて(※1)

受入れ候補者	金額	請求時期	経費内容
ベトナム人候補者	100,000円(税別) ／1名あたり	導入研修 終了後	候補者の宿泊費、海外傷害保険、特別プログラム実施経費
インドネシア人の 訪日後日本語研修 免除者(※2)	約220,000円 ／1名当たり(予定)		候補者の来日渡航費、看護・介護導入研修中の宿舎(JICWELSが手配)の宿泊料等の実費
フィリピン人の 訪日後日本語研修 免除者(※2)	約200,000円 ／1名当たり(予定)		

(※1) 看護・介護導入研修に関するお支払い先は、JICWELSです。

(※2) インドネシア人・フィリピン人訪日後日本語研修免除者の受入れ機関は、「訪日後日本語研修機関へのお支払い」は生じません。但し、2020年度及び2021年度受入れにおいては、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により日本政府の定める水際対策に沿った対応が求められたため、入国後PCR検査の実施や日本国内空港から待機施設への車両手配等の経費として、一人当たり4万～6万円程度(2020年度・2021年度実績)の追加負担が生じました。2023年度受入れにおいても新型コロナウイルスの感染状況等によって同程度のご負担が生じる場合があります。

求人登録等について(1)

受入れ手引き
(看護)P7～、(介護)P8～参照

2023年度受入れ 求人登録申請受付期間

2022年4月6日(水)～2022年5月11日(水)当日17時 郵送必着

ご留意事項

1. 求人登録申請は、受入れ機関(法人)において、**受入れ希望国・コース単位**で行ってください。受入れ施設による申請はできません。
2. (新規受入れ機関のみ)当事業団の「求人登録申請システム」より新規アカウントを取得してください(※注)。
(※注)新規アカウントの発行完了のご連絡は、平日の場合は、24時間以内に、土日休日の場合は、翌営業日の13時までにメールにて通知します。お早めの申請をお願い致します。
3. 求人登録申請様式は、「求人登録申請システム」からダウンロードし作成の上、必要な添付書類を揃えて、必ず郵送してください。
4. **締切後に到着した書類や、内容に著しい不備のある書類は受理できません。**
5. **就業規則等の内容が法令に違反する求人の申込みは受理しない場合があります。(職業安定法第5条の5)**

求人登録等について(2)

受入れ手引き
(看護)P7～、(介護)P8～参照

求人登録申請書類

看護師コース	介護福祉士コース
<p>【様式1-1】求人登録申請書 【様式2-1】求人票 【様式3-1】受入れ施設説明書 【様式4-1】看護研修計画書 【様式5】研修実施体制説明書 【様式6-1】研修責任者職歴証明書 【様式7】研修支援者職歴証明書</p> <p>(添付書類) ①研修責任者の看護師免許証の写し ②研修支援者の看護師免許証の写し ③病院組織図 ④看護部門概要 ⑤看護部門方針 ⑥看護業務規程 ⑦看護基準 ⑧看護手順 ⑨同等報酬確認書類</p>	<p>【様式1-1】求人登録申請書 【様式2-2】求人票 【様式3-2】受入れ施設説明書 【様式4-2】介護研修計画書 【様式5】研修実施体制説明書 【様式6-2】研修責任者職歴証明書(又は介護福祉士養成実習施設 実習指導者特別研修過程の修了証の写し)</p> <p>(添付書類) ①研修責任者の介護福祉士登録証の写し ②指定通知書(同一敷地内において一体的に運営されている施設 及びサテライト型施設の場合は本体施設の指定書も提出必要) ③(サテライト型施設の場合)本体施設の概要等(パンフレット等) ④同等報酬確認書類</p>

受入れ希望機関の
押印不要となりました

受入れ希望機関の
押印不要となりました

※注 「同等報酬確認書類」について

- ①就業規則、②賃金(給与)規程、③俸給表
④EPA候補者と同等の職務に従事する日本人職員の賃金台帳の写し

◆上記の書類により同等報酬要件の確認ができない場合、過去の受入れ実績に関わらず、
受入れ要件を満たさないこととなりますので、予めご了承ください。

求人登録等について(3)

求人登録申請システムにアクセスすると以下のログイン画面が表示されます。

<https://jicwels.net/fac/Account/Login/>

※求人登録申請の作成に際しては、「受入れの手引き」のほか、上記ウェブサイト上のマニュアルもよくお読みください。

ログイン画面

JICWELS EPA統合システムに登録済みの機関におかれましては、こちらに担当者ID及びパスワードを入力し、ログインしてください。

初めて求人登録申請を行う機関におかれましては、こちらより新規アカウントを作成してください。

各日程

求人申請

求人申請受付期間：
新規申請アカウント申請期限：

[公益社団法人 国際厚生事業団](#) [プライバシーポリシー](#) [サイトご利用規約](#)

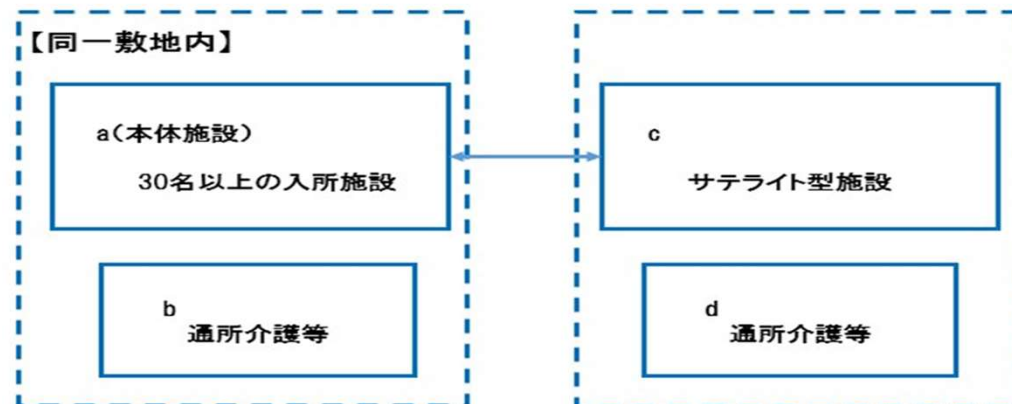
求人登録等について(4)

- 受入れ施設が1年間に受け入れることができるEPA候補者の数は、EPA候補者のメンタルヘルスケア、研修の適正な実施体制の確保の観点から、原則として1か国につき、それぞれ2名以上5名以下とします。ただし、以下のいずれかの条件を満たしている受入れ施設においては、1名のみの受入れ希望ができます。
- 受入れ希望機関がマッチング運用上の都合等により、2名以上の候補者が確保できなかった場合については1名のみの受入れができます。

看護師コース	介護福祉士コース(注)
<ul style="list-style-type: none"> ○ 受入れ施設において、2022年度に同国出身のEPA候補者を受け入れる予定があること。 ○ 受入れ施設において同国出身のEPA看護師が就労していること。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 受入れ施設において、2021年度に受け入れた同国出身のEPA候補者が引き続き就労していること。 ○ 受入れ施設において、2022年度に同国出身のEPA候補者を受け入れる予定があること。 ○ 受入れ施設において同国出身のEPA介護福祉士が就労していること。

(注) EPA介護福祉士候補者の受入れについては、下図のように、本体施設(a)、本体施設と同一敷地内で一体的に運営されている施設(b)、本体施設からみたサテライト型施設(c)、及び当該サテライト型施設との同一敷地内で一体的に運営されている施設(d)については、一つの施設とみなして上記の条件を満たせば、各施設において1名のみの受入れ希望ができます。

ただし、この場合には、メンタルヘルスケア等の観点から、EPA候補者同士が交流等を持てるように研修計画を立てる必要があります。



2023年度来日EPA候補者受入れの主なスケジュール(予定)(※注)

受入れ希望機関による手続き等	日程		
	フィリピン	インドネシア	ベトナム
1. 受入れ制度等に関する説明動画配信	2022年3月23日(水)～		
2. 受入れ希望機関からの求人申込受付	2022年4月6日(水)～ 5月11日(水) <u>(求人申請書類 当日17時郵送必着)</u>		
3. 受入れ希望機関の要件確認結果の通知	2022年7月下旬		2022年9月下旬
4. 現地面接及び現地合同説明会	(※注)		
5. 受入れ希望機関にマッチングの手続きの案内を送付	2022年9月下旬	2022年9月下旬	2023年1月下旬
6. マッチング	2022年9月下旬 ～11月上旬	2022年9月下旬 ～11月上旬	2023年1月下旬 ～3月上旬
7. 訪日前6か月日本語研修開始	2022年11月下旬	2022年11月下旬	—
8. 候補者来日、訪日後日本語等研修開始	2023年6月中旬 (6か月間の日本語等研修)	2023年6月上～中旬 (6か月間の日本語等研修)	2023年5月下旬 (2.5か月間の日本語等研修)
9. 就労開始時期	2023年12月中旬	2023年12月上～中旬	2023年8月上旬

(※注) 新型コロナウイルスの感染状況等により、受入れ日程・日本語等研修の日程の変更をはじめ、就労前説明会、集合研修等については、中止、もしくは日程の短縮・後ろ倒し、実施方法等の変更が生じる場合があります。あらかじめご了承ください。なお、現地面接・合同説明会は中止します。

お問い合わせ先

公益社団法人 国際厚生事業団 受入支援部

・電話: 03-6206-1138

・電子メール: shien-assen@jicwels.jp

・ホームページ: <https://jicwels.or.jp/>

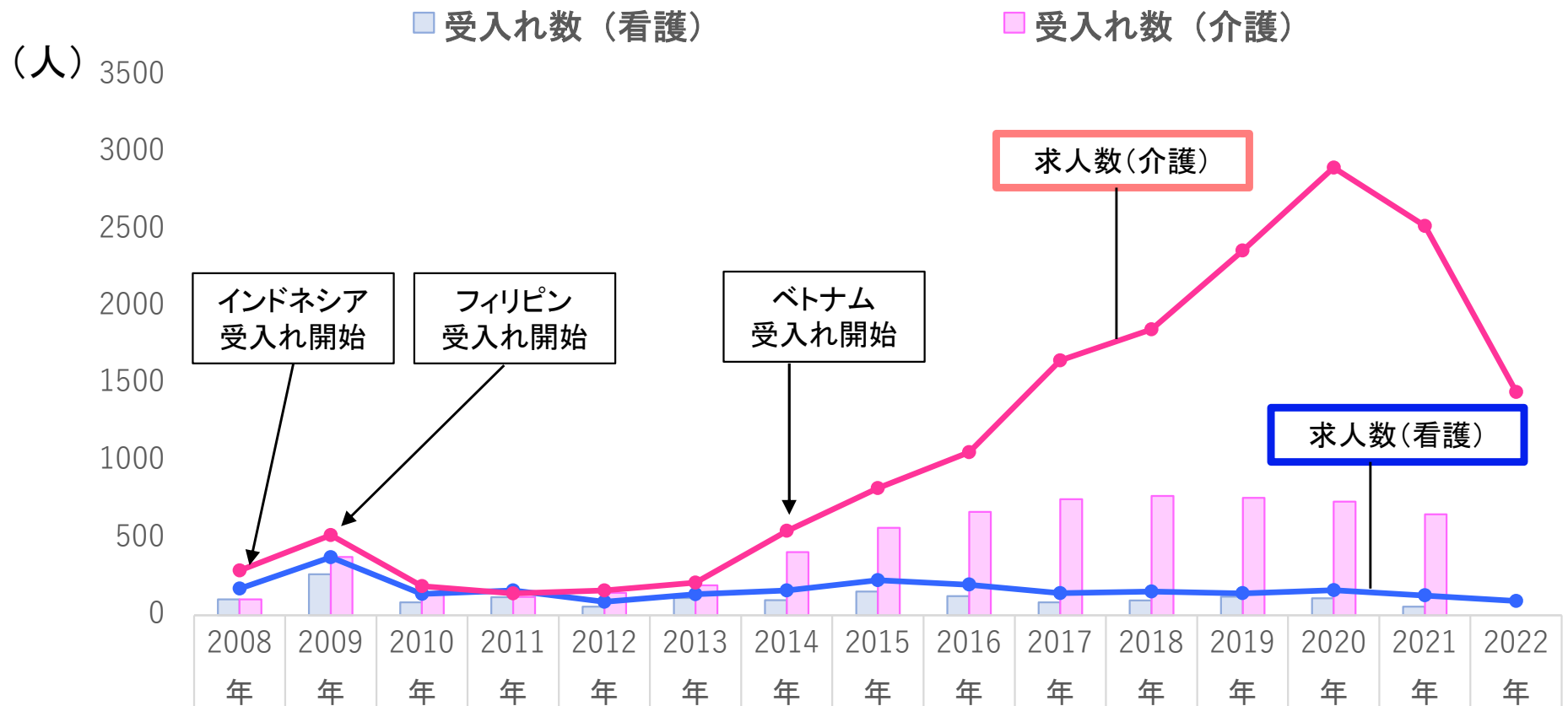


参考資料

- 【参考1】 EPA候補者の求人数・受入れ数の推移…………… 49
- 【参考2】 看護師・介護福祉士候補者等の都道府県別就労人数…………… 50
- 【参考3】 2021年度来日看護師・介護福祉士候補者の地域別受入れ数…………… 51
- 【参考4】 候補者受入れに係る留意事項 …………… 52
- 【参考5】 受入れ機関による手数料等のお支払い例(国別・候補者別) …………… 59
- 【参考6】 候補者の来日渡航費の負担について …………… 62

EPA候補者の求人数・受入れ数の推移

2021年度までに看護師候補者1587名、介護福祉士候補者6417名が来日。
2021年度以降、新型コロナウイルス感染拡大により求人数が減少。



	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年
■ 受入れ数（看護）	104	266	85	117	57	112	98	155	124	85	97	121	110	56	
■ 受入れ数（介護）	104	379	149	119	145	195	410	568	671	752	773	761	736	655	
● 求人数（看護）	173	376	139	162	87	137	162	228	199	144	154	143	163	129	93
● 求人数（介護）	291	520	190	142	162	212	547	825	1056	1651	1852	2363	2901	2522	1447

※受入れ数は入国時点。2020年度フィリピン人候補者は、新型コロナウイルス感染症の影響により、日本語研修免除者を除き2021年5月に入国。

看護師・介護福祉士候補者等の都道府県別就労人数

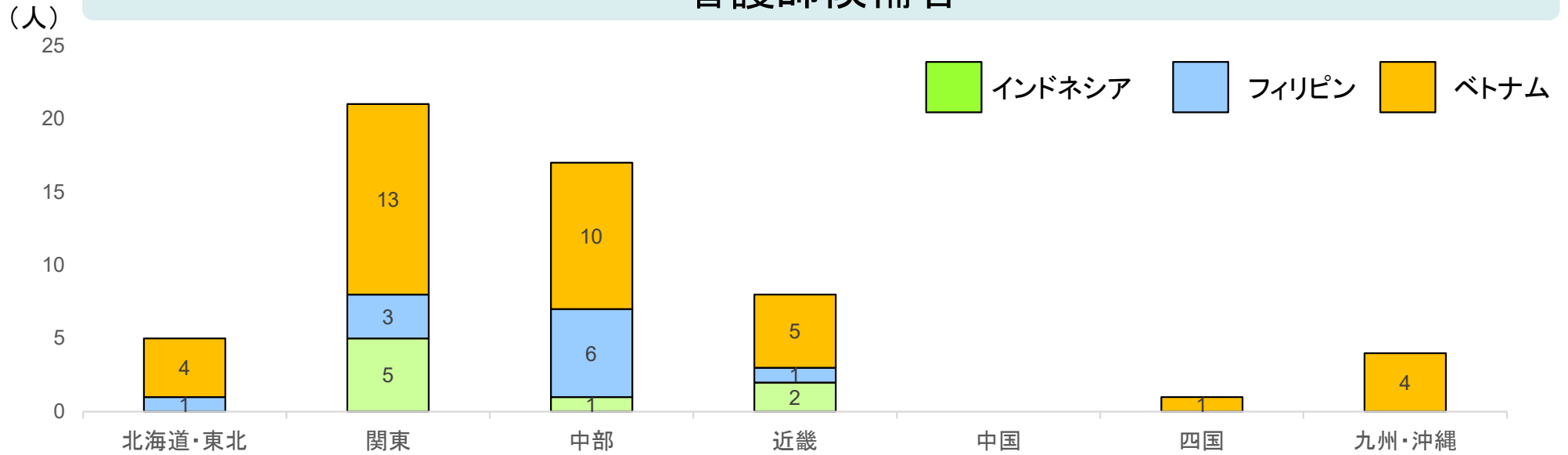
2022年1月1日時点
(単位：人)

都道府県	看護師・ 看護師候補者計	介護福祉士・ 介護福祉士候補者計
北海道	33	35
青森県	2	27
岩手県	0	13
宮城県	15	30
秋田県	4	19
山形県	1	25
福島県	20	22
茨城県	7	169
栃木県	20	60
群馬県	13	7
埼玉県	31	160
千葉県	84	420
東京都	169	648
神奈川県	68	769
新潟県	29	11
富山県	25	49
石川県	1	13
福井県	4	8
山梨県	2	82
長野県	35	97
岐阜県	57	199
静岡県	29	145
愛知県	180	529
三重県	15	30

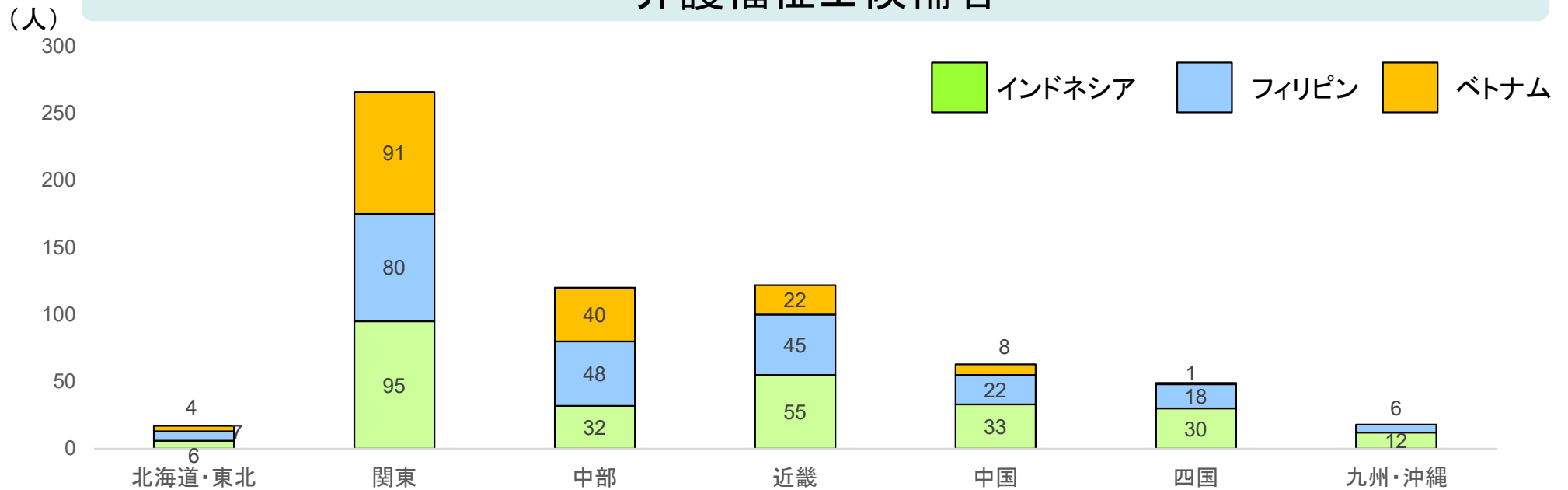
都道府県	看護師・ 看護師候補者計	介護福祉士・ 介護福祉士候補者計
滋賀県	4	18
京都府	25	60
大阪府	202	553
兵庫県	124	424
奈良県	21	151
和歌山県	43	51
鳥取県	5	7
島根県	0	10
岡山県	11	455
広島県	21	141
山口県	57	57
徳島県	37	318
香川県	6	241
愛媛県	7	90
高知県	15	52
福岡県	98	135
佐賀県	25	20
長崎県	4	0
熊本県	10	19
大分県	2	6
宮崎県	6	0
鹿児島県	12	32
沖縄県	8	42
全国合計	1587	6449

(国際厚生事業団調べ。就労中の合格者に【特定活動】から【医療】や【配偶者】等へ在留資格の切替を行ったものは含まれない。)

看護師候補者



介護福祉士候補者



受入れ前の日本人職員等の理解が不可欠

1. 職員・患者(利用者)の事前理解が不可欠なこと

- EPA受入れ制度の目的や仕組み
- 受入れる国の文化・宗教習慣、など

2. 職員等と事前に決めると良いこと

- 学習、生活、仕事面での施設内での役割分担や支援方法
- 国家資格取得のための研修体制や時間等の確保方法
- 一時帰国のための長期休暇への対応方法、など

候補者受入れに係る留意事項(2)

処遇の話し合いは丁寧に

- 候補者は、求人申請時の求人情報や研修計画書等を見て、就労を希望する施設を選び、来日しています。正確な内容を記載し、採用後は記載どおり実施することが必要です。(注)
- 施設全体の就業規則の変更等により、何らかの労働条件の変更がある場合などは、候補者は日本語の理解や習慣が異なるため、候補者に丁寧に説明し、書面等で変更内容を提示することが望ましいです。
- 候補者は、説明がわからなくても、うなずいてしまい、後で問題となることもあります。説明が難しい場合は、JICWELS相談窓口も活用ください。

(注) 求人申請の際に提示した労働条件や、研修体制(研修時間等)を候補者に対して不利益となる形に変更し、求人申請の際に提示した内容を履行しないことは、厚生労働省告示に定める受入れ施設要件の「虚偽の求人申請」に該当する場合があります。「虚偽の求人申請」に該当した場合、当該受入れ施設は3年間の受入れ停止及び現在受入れ中の候補者の受入れ施設変更の対象となります。また、合格までの研修支援プログラムを提供する見返りとして、合格後の一定期間の就労継続を約束させる取り決めなどは行うことはできません。

住環境の配慮は慎重に

候補者の居住環境の状況(看護・介護)

一人暮らし 52.0%

シェアハウス(候補者・合格者が同じ住居に入居、寝室は個別) 44.8%

ルームシェア(候補者・合格者が同じ住居に入居、寝室も共同) 3.2%

※出典:2020年度JICWELS巡回訪問調査

【住環境に関する留意点】(受入れパンレットP13参照)

- 候補者のプライバシーの確保が難しい住環境(受入れ施設の宿直部屋、空き部屋など)は避け、候補者の宗教、文化、習慣、プライバシーに配慮した適切な住居の確保をお願いします。
- 住居のルール(部屋の使い方、公共料金の負担方法、分別ごみの捨て方等)については、受入れ前に候補者へ十分な説明が必要です。
- 同じ国籍、同性でも生活習慣上の相性があります。
- 受入れ当初は、本人の負担額が節約できるためシェアハウスを希望する候補者が多いです。
- 自転車初めての候補者も多いので、交通ルールの説明が必要です。

候補者の帰国旅費の負担について

【受入れパンレットP13参照】

- 受入れ機関による候補者の帰国担保措置は、受入れ機関の要件(法務省告示)
- 雇用契約終了の原因が候補者の重大な責に帰する場合を除き、受入れ機関が負担
- 「候補者の重大な責に帰する場合」とは、就業規則に基づく懲戒解雇など。国家試験の不合格は、該当しない。
- 候補者の国家試験合格後の帰国時は、候補者が在留資格をEPA看護師又は介護福祉士に切り替えるまでは、帰国旅費は受入れ機関が負担
- 候補者の帰国前後には、未支給分の給与や税金の精算等の手続きが必要

候補者受入れに係る留意事項(5)

年次有給休暇について

【受入れパンレットP27参照】

- 雇入れ日から6か月以上継続勤務し、全労働日の8割以上出勤した候補者等には、年次有給休暇を付与
- 年次有給休暇を取得した候補者等への賃金の減額その他の不利益な取扱いは禁止
- 退職・帰国前の年次有給休暇の請求は、原則、応じることが必要。使用者の時季変更権の行使は、事業の正常な運営を妨げる場合にのみ認められる。
- 使用者は、候補者等が指定した時季に年次有給休暇を取得できるよう、状況に応じた配慮を
- 長期の休暇が必要となる候補者等の一時帰国の際には、取得時期や他の従業員との調整などについて早めに相談し調整を。

候補者の内定取消し、解雇・退職勧奨について

【受入れパンレットP28参照】

- 候補者の採用内定により労働契約が成立したと認められる場合は、採用内定取消しは解雇に当たり、労働契約法第16条の解雇権の濫用についての規定が適用される。採用内定取消しについても、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は、権利を濫用したものとして無効となる
- 候補者の雇用契約は、期間の定めのある労働契約(有期労働契約)
- 有期労働契約の場合は、原則として、やむを得ない事由がない限り、契約期間内に解雇することは不可
- 候補者の自由な意思の決定を妨げる退職勧奨は、違法な権利行使に当たるとされる場合あり
- 有期労働契約期間中の解雇は、無効と判断される可能性が、期間の定めのない労働契約の解雇の場合よりも高いと考えられるため、留意が必要
- やむを得ず解雇する場合は、少なくとも30 日前までの予告が、予告できない場合は、解雇までの日数に応じた解雇予告手当の支払いが必要

妊娠・出産等に係る休暇等について

【受入れパンレットP28参照】

- 労働基準法、育児・介護休業法で、産前産後休暇の付与、育児休業の付与等を規定
- 妊娠・出産等を理由に雇用契約を解除するなど、不利益な取り扱いは、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法違反
- 妊娠や育児休業等を理由としたハラスメント防止措置は事業主の義務
- 病気の治療等については、受入れ機関に病気療養のための休暇制度が設けられている場合は、これに基づき適切な対応を

1. インドネシア人、フィリピン人(候補者^(※1)、訪日前日本語研修免除者) 受入れの場合(1名当たり)

支払い先	種類	インドネシア人	フィリピン人
国際厚生事業団 への支払い	求人申込手数料 (※2)	30,000円(税別)/施設	
	あっせん手数料	131,400円(税別)/人	
	滞在管理費	20,000円(税別)/人、年度当たり	
送り出し国 への支払い ^(※3)	手数料等	408.5万ルピア (約37,800円)/人	・450米ドル(約52,300円)/人 ・3,600ペソ(約8,650円)/人 ^(※4)
訪日後日本語研修 機関への支払い	日本語研修の 一部負担金	360,000円(税込)/人	
合計 ^(※5)		約579,200円	約602,350円

(※1)本表での「候補者」とは、訪日前後日本語研修を受講する候補者を指します。

(※2)求人申込手数料は、割引条件に該当する場合、割引が適用されます。詳細は、P30「求人申込手数料の割引」をご参照ください。

(※3)日本円の表示額は、2022年2月時点の参考値です。

(※4)健康診断実施機関への支払い額(2021年度実績)。2023年度は、調整中。

(※5)2名以上受入れの場合、求人申込手数料は1施設分のみですが、その他の手数料等、送り出し国への支払い、訪日後日本語研修機関への支払いは、受入れ人数分がかかります。

2. インドネシア人、フィリピン人(訪日前後日本語研修免除者) 受入れの場合(1名当たり)

支払い先	種類	インドネシア人	フィリピン人
国際厚生事業団 への支払い	求人申込手数料 (※1)	30,000円(税別)/施設	
	あっせん手数料	131,400円(税別)/人	
	滞在管理費	20,000円(税別)/人、年度当たり	
	看護・介護 導入研修経費	約220,000円/人	約200,000円/人
送り出し国 への支払い(※2)	手数料等	408.5万ルピア (約37,800円)/人	・450米ドル(約52,300円)/人 ・3,600ペソ(約8,650円)/人(※3)
合計(※4)		約439,200円	約442,350円

(※1) 求人申込手数料は、割引条件に該当する場合、割引が適用されます。詳細は、P30「求人申込手数料の割引」をご参照ください。

(※2) 日本円の表示額は、2022年2月時点の参考値です。

(※3) 健康診断実施機関への支払い額(2021年度実績)。2023年度は、調整中。

(※4) 2名以上受入れの場合、求人申込手数料は1施設分のみですが、その他の手数料等、送り出し国への支払いは、受入れ人数分がかかります。

(※5) 看護・介護導入研修経費は、2020年度及び2021年度受入れにおいては、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により日本政府の定める水際対策に沿った対応が求められたため、入国後PCR検査の実施や日本国内空港から待機施設への車両手配等の経費として、一人当たり4万～6万円程度(2020年度・2021年度実績)の追加負担が生じました。2023年度受入れにおいても新型コロナウイルスの感染状況等によって同程度のご負担が生じる場合があります。

3. ベトナム人(候補者、訪日前日本語研修免除者、再チャレンジ生) 受入れの場合(1名当たり)

支払い先	種類	候補者・ 訪日前日本語研修免除者	再チャレンジ生
国際厚生事業団 への支払い	求人申込手数料 (※1)	30,000円(税別)/施設	
	あっせん手数料	131,400円(税別)/人	
	滞在管理費	20,000円(税別)/人、年度当たり	
	看護・介護 導入研修経費	100,000円(税別)/人	
送り出し国 への支払い(※2)	手数料等	・450米ドル(約52,300円)/人 ・出国前健康診断費用(金額は調整中)(※3)	
訪日後日本語研修 機関への支払い	日本語研修の 一部負担金	260,000円(税込)/人	・260,000円(税込)/人 ・(約70,000～80,000円/人)(※4)
合計(※5)		約593,700円＋出国前健診費用	約673,700円＋出国前健診費用

(※1) 求人申込手数料は、割引条件に該当する場合、割引が適用されます。詳細は、P30「求人申込手数料の割引」をご参照ください。

(※2) 日本円の表示額は、2022年2月時点の参考値です。

(※3) 2023年度のベトナム国送り出し調整機関(DOLAB)への健康診断費用の支払い額は調整中。

(※4) 再チャレンジ生の来日渡航費は、候補者又は受入れ施設の負担となります。求人申請の際に、再チャレンジ生の来日渡航費を負担する意向の有無をJICWELSから受入れ機関側に確認させていただきます。

(※5) 2名以上受入れの場合、求人申込手数料は1施設分のみですが、その他の手数料等、送り出し国への支払い、訪日後日本語研修機関への支払いは、受入れ人数分がかかります。

候補者の来日渡航費の負担について

候補者の来日渡航費の負担者は、受け入れる候補者によって異なります。

受け入れる候補者	負担者
インドネシア人、フィリピン人 (候補者 ^(※1) 、訪日前日本語研修免除者)	訪日後日本語研修機関
インドネシア人、フィリピン人 (訪日前後日本語研修免除者)	受入れ機関(施設) ^(※2)
ベトナム人 (候補者、訪日前日本語研修免除者)	訪日後日本語研修機関
ベトナム人(再チャレンジ生)	候補者又は受入れ機関(施設) ^(※3)

(注1) 候補者とは、訪日前後日本語研修を受講する候補者を指します。

(注2) 来日航空券の手配は、JICWELSが行います。請求書は、JICWELSより送付されます。

(注3) 再チャレンジ生の来日渡航費は、候補者又は受入れ施設の負担となります。求人申請の際に、再チャレンジ生の来日渡航費を負担する意向の有無をJICWELSから受入れ機関側に確認させていただきます。なお、来日航空券の手配は、訪日後日本語研修機関が行います。請求書は訪日後日本語研修機関より送付されます。

(注4) ベトナム人候補者(訪日前日本語研修免除者、再チャレンジ生を含む)については、全員が訪日後日本語研修を受講します。

ご視聴いただきありがとうございました。

お問い合わせ先

公益社団法人 国際厚生事業団 受入支援部

・電話：03-6206-1138

・電子メール：shien-assen@jicwels.jp

・ホームページ：<https://jicwels.or.jp/>

